

別記様式第七（第二十八条関係）（昭 46 建令 4・昭 49 総府令 39・昭 50 総府令 64・昭 53 総府令 23
・昭 58 総府令 39・平 6 総府令 29・平 12 総府令 103・平 17 国交令 45・一部改正、平 18 国交令・旧別
記様式第五繰下・一部改正）

表

登 録 申 請 書			収 入 印 紙 又 は 証 紙 は り 付 け 欄 (消印してはならない)	
登録の種類	新規・更新・登録換え	※ 登 録 番 号	宮 崎 県 知 事 登 録 第 号	
		※登録年月日	年 月 日	
第 22 条第 1 項 不動産の鑑定評価に関する法律 第 22 条第 3 項 の規定による不動産鑑定業者 第 26 条第 1 項 の 登 録 の申請をします。 登録換え 年 月 日 申請者の住所 及 び 氏 名 宮 崎 県 知 事 殿				
ふ り が な 名 称 又 は 商 号				
登 録 申 請 者 ふ り が な 氏 名				
役 員 の 氏 名 及 び 役 名				
ふ り が な 氏 名	役 名	ふ り が な 氏 名	役 名	
申請時の登録	国土交通大臣 宮 崎 県 知 事 登 録 第 号 (年 月 日登録)			

(裏面の備考を参照のこと)

裏

事務所の名称及び所在地並びに事務所ごとの専任の不動産鑑定士の氏名		
事務所		専任の不動産鑑定士の氏名 ^{ふりがな}
名 称	所 在 地	
(主たる事務所)		
(1) (従たる事務所)		
(2)		
(3)		
(4)		
(5)		
(6)		
(7)		

備考

- ※印欄は、記入しないこと。
- 「登録の種類」欄には、該当するものを○で囲むこと。
- 不動産鑑定士である登録申請者がみずから実地に不動産の鑑定評価を行う事務所については、その旨を「専任の不動産鑑定士の氏名」欄に記入すること。
- 第 22 条第 1 項、第 22 条第 3 項、第 26 条第 1 項の文字のいずれか 2 つを、及び登録、登録換えの文字の一方を消すこと。

別記様式第八（第三十条関係）（昭 50 総府令 64・昭 53 総府令 23・平 6 総府令 29・平 9 総府令 58・一部改正、平 18 国交令 3・旧別記様式第六繰下・一部改正）

添付書類（イ）（法第 23 条第 2 項第 1 号）
不動産鑑定業経歴書

不動産鑑定業 の沿革	創 業	年 月 日									
	組織等の変 更	年 月		変 更 の 概 要							
直前 5 年間の不動産鑑定業の概要											
評価目的・件数等 評価の対象	売 買		担 保		補 償		そ の 他		計		
	件数	報酬	件数	報酬	件数	報酬	件数	報酬	件数	報酬	
土 地	件	千円	件	千円	件	千円	件	千円	件	千円	
建 物											
権 利											
土地及び建物等											
そ の 他											
計											

備考

1 評価の対象の「権利」欄には、土地又は建物に関する所有権以外の権利について行った不動産の鑑定評価について記載すること。

2 評価の対象の「土地及び建物等」欄には、土地及び建物（これらに関する所有権以外の権利を含む。）について一体として行った不動産の鑑定評価について記載すること。

3 評価の対象の「その他」欄には、土地若しくは建物又はこれらに関する所有権以外の権利の外の不動産について、他人の求めに応じ報酬を得て行った評価等の行為について記載すること。

添付書類（口）（法第23条第2項第2号）

不動産鑑定士及び不動産鑑定士補の氏名

[illegible]